

4. 年金保険制度

A 公的ヘルスケアシステム

シンガポール国籍保持者および永住権保持者は、シンガポール政府の運営する公的医療保険制度に加入する義務があります。当該制度は、積立年金制度（CPF：シンガポール政府の積立基金制度で、老後の生活のために会社と個人が半分ずつ毎月負担して、積み立てる制度）として毎月支払わなければならない積立金額の一部を、将来の医療保険料に充てるというものです。ただし、政府としては、基本的なヘルスケアはあくまで個人の責任とするため、病気やけがの場合は、当該制度を利用しても、一部費用を負担しなければなりません。そのため、多くのシンガポール人は民間の保険にも追加で加入しています。

(1) メディセーブ (Medisave)

CPF制度の一環である医療のための強制的貯蓄制度です。CPFの一部として自動的に給与から控除され、積み立てられます。その積立金は、加入者やその直系親族の医療費として引き出すことができます。使わなければそのまま年金として積み立てられます。

(2) メディシールド (Medishield)

これは命に関わるような大病等にかかり、高額な医療費が必要になったときに備えるための保険制度です。メディセーブが強制加入であるのに対し、メディシールドへの加入は任意です。メディシールドは保険料を払うことで、入院時にはその費用が一部保険で賄われます。日本の健康保険に似ていますが、任意加入であること、風邪で病院にかかるような外来治療には適応されない（癌や腎不全といった特殊な疾患のみ適応される）こと、免責額があること、保障額に上限があることなどが異なり、どちらかといういわゆる傷害保険（入院保険）に近い制度です。また、1994年からはメディシールド・プラスが導入され、高額の保険料でより高額の入院医療費が保障されることになりました。

(3) メディファンド (Medifund)

この基金は政府の支出による生活困窮者の医療費を補助するための基本財産です。この基金の利子は公立病院や医療費の支払いができない患者に支給されます。

B 民間の保険サービス

シンガポールで企業が加入する保険の種類は、以下の通りです。法人向け、従業員向けに分けて説明します。

(1) 法人向け

オフィスおよび事業に関する保険は、以下の通りです。

(a) 保険の種類

財物の保険 Property Insurance	火災保険 Fire Insurance	火災、落雷の損害をてん補します。多くの場合爆発、地震、噴火、風、ハリケーン、洪水、暴動、ストライキなどもてん補する特約が付帯されます。日本と異なるのは地震の扱いで、シンガポールは発生が少ないため、火災保険でてん補することができます。
	盗難保険 Theft Insurance	事務所の備品や在庫などの盗難による損害をてん補します。
	電子機器保険 Electronic Equipment Insurance	コンピュータや周辺機器、データ管理機器などに対する偶然かつ突発的な事象に起因する損害をてん補します。
	ガラス保険 Glass Insurance	偶然かつ突発的な事象に起因するガラスの破損損害をてん補します。
	動産総合保険 Commercial All Risks Insurance	工事用機械・機器類など動産への、偶然かつ突発的な事象に起因する損害を幅広くてん補します。
利益保険 Business Interruption Insurance		火災などの事故により営業休止を余儀なくされたために被る営業利益の減少、休業期間中に発生する固定的な費用（人件費等）、復旧のための追加費用を一定期間てん補する保険です。
賠償責任保険 Liability Insurance		企業、雇用者もしくは従業員の過失により第三者の身体・財物に損害を与えたことによって法律上の損害賠償責任を負担することから被る損害をてん補する保険です。
貨物保険 Marine Cargo Insurance	貨物海上保険	シンガポール国外への航空機・船舶による輸送中の貨物の損害をてん補します。
	運送保険	シンガポール国内の陸送中の損害をてん補します。
建設工事・組立保険 Contractors'/ Erection All Risks Insurance		建物の建設や機械の備え付けにおける偶然の事故による損害をてん補します。

(2) 従業員向け

シンガポールでは、日本のような健康保険制度はありません。政府で運営している公的強制保険はありますが、将来かかる可能性のある医療費のための貯蓄であり、十分ではありません。また、PR（永住権）を持っていない外国人の場合は公的保険制度の対象ではないため、民間の任意保険に加入して備える必要があります。

	民間任意保険 Private Voluntary Insurance
海外旅行保険 および 海外駐在員保険 Travel Insurance ・ Expat Insurance	日本の駐在員の多くが、日本の海外旅行者保険または駐在員保険に加入しています。この保険の場合、傷害、疾病、救援者費用、手荷物遅延などがカバーされます。
入院・手術費用保険 Hospital And Surgery Insurance	従業員の福利厚生の一環として、多くの企業が損害保険や入院・手術費用保険に加入しています。また、従業員の医療費について、その一部を負担する制度を持つ企業などが、万が一高額な医療費が発生した際の費用負担を安定化するために本保険に加入しています。
損害保険 Personal Accident Insurance	企業が契約者となり、従業員が偶発の事故により死亡・負傷した場合に、その程度に応じて予め規定された保険金が支払われます。ただし、損害保険商品では、疾病は担保されません。 上記入院・手術費用保険と損害保険がセットになっているもの、その他の補償を含むパッケージ保険もあります。最低でもけがや入院をした場合に備えた保険、できればパッケージ保険が安心です。 年間費用は、最低限のセットで500ドル～1,000ドル程度、パッケージの場合で、1,500ドル程度、補償額は50,000ドル以上です。
家財総合保険 Householder's Insurance	アパートやコンドミニウムに入居する個人の、「自ら所有する家財への損害」ならびに「第三者への損害賠償責任を負うことによる損害」をてん補する保険です。
労働者災害 補償保険 Workmen's Compensation Insurance	建設、造船・船舶修理などの労働者の業務に起因する死亡・傷害、または疾病に対して雇用者が労災法の規定により支払わなければならない補償金をてん補する保険として労働者災害補償保険があり、政府が所管する日本とは異なり、民間の損害保険会社によって本保険が提供されます。ここで言う労働者は、肉体労働に従事する者および月の給与が1,600ドルを超えない労働者です。

その他

日本で発行されたクレジットカードに海外旅行者保険が付帯している場合もありますが、その多くの場合、有効期間は日本を出てから3ヶ月程度です。

日本の社会保険にシンガポールでかかった医療費を請求し、還付を受けることもできます。原則として3割は自己負担ですが、日本の基準に合わせて算定されるので3割以上の負担となることがあります。現地で全額を自己負担して、後日に支給申請用の書類を作成する必要があります。例えば、シンガポールで100万円の手術を受けた場合、まず100万円の手術費を全額を支払わなければなりません。そして保険の申請においては、日本でその手術に認められる金額が20万円であった場合、残りは自己負担になってしまいます。申請の際は翻訳も必要です。そのため、海外旅行保険またはシンガポールの入院・手術がカバーされる保険に加入されることをおすすめします。

※上記記載の保険については、保険会社により詳細が異なりますので、契約を行う際に保険会社にご確認ください。

シンガポールの日系損害保険会社

■ Tokio Marine Insurance Singapore Ltd. (東京海上)

20 McCallum Street, #09-01 Tokio Marine Centre, Singapore 069046

TEL: +65 6221-6111

<http://www.tokiomarine.com.sg/>

■ MSIG Insurance (三井住友海上)

4 Shenton Way, #21-01 SGX Centre 2, Singapore 068807

TEL: +65 6827-7602

<http://www.msig.com.sg/>

■ Sampo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd. (損保ジャパン)

50 Raffles Place #03-03, Singapore Land Tower, Singapore 048623

TEL: +65 6223-5293

<http://www.sampo-japan.com.sg/>

シンガポールで個人向け保険を扱っている保険会社

■ NTUC Income

75 Bras Basah Road, NTUC Income Centre, Singapore 189557

TEL: +65 6788-1777

<http://www.income.com.sg/>

■ Chartis Singapore

78 Shenton Way, #07-16, Singapore 079120

TEL: +65 6419-1000

<http://www.chartisinsurance.com.sg>

■ AXA Singapore

8 Shenton Way, #27-01 AXA Tower, Singapore 068811

TEL: +65 624-8000

<http://www.axa.com.sg/>

海外保険を扱っている保険会社

■ AIU保険会社 日本支社

〒100-8234 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館20階

TEL:03-5611-0874

<http://www.aiu.co.jp/travel/overseas/>

■ ジェイアイ損害火災保険

〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5

TEL:03-3237-2028

<http://www.jihoken.co.jp/>

■ 損保ジャパン

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー

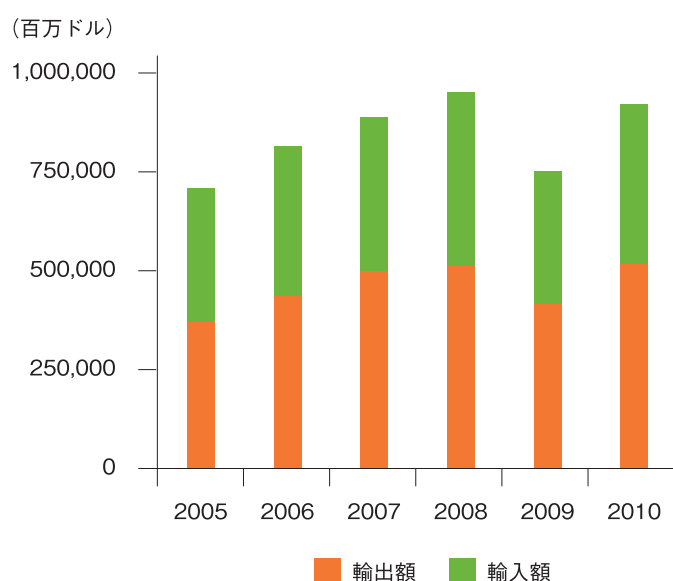
TEL:0120-666-756 フリーダイヤル

http://www.sompo-japan-off.jp/ryugaku_chuzai.html

5. 貿易

シンガポールは、東南アジアはもちろん、ヨーロッパや中東、中国など、世界中の国々との貿易が盛んです。そして貿易、通関の申請、許可受領、関税・諸税や手数料の支払いがTrade NETとよばれる電子システムで一括に処理できるので手続きが容易です。

シンガポール貿易額推移



主な貿易相手国

フランス、ドイツ、イギリス、
インドネシア、マレーシア、
タイ、日本、香港、韓国、
台湾、中国、サウジアラビア、
アメリカ合衆国、オーストラリア

A 貿易手順

輸出入を行うための手順を解説します。管理の対象となる品目には、事前登録やライセンスまたは許可の取得が必要なものもあります。

(1) 貿易関連業者の登録

輸出入において、管理の対象となる品目は、事前登録やライセンスまたは許可の取得が義務付けられています。会社を登記した際にACRAより発行される会社登録番号 (Unique Entity Number: UEN) をシンガポール税関 (Singapore Customs) に登録します。これにより貿易関連業者としてTrade Netを使用できます。

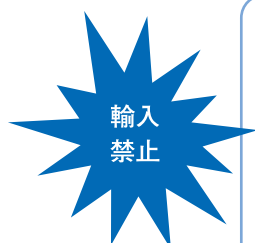
(2) 事前登録

輸出入を行うためには、輸入には、Trade Netを通して事前にIN Permit、輸出にはOUT Permitの取得が必要です。

輸入	輸出
・Trade NetよりIN Permitを取得します。 ・関税、GSTを支払います。	・Trade NetよりOUT Permitを取得します。

(3) ライセンス許可

ほとんどの物品に対する輸出入に規制はありませんが、健康や安全に影響するものといった特定の物品には、監督省庁や政府機関から事前にライセンスまたは営業許可の取得が必要です。



・輸入禁止品目：チューインガム（歯科用・薬用を除く）、噛みタバコ・タバコ類似品、拳銃の形をしたライター、規制されている薬物・向精神剤、絶滅危惧種の野生動植物とその副産品、爆竹、猥褻な書物・出版物・ビデオテープ・ディスク・ソフトウェア、著作権のある出版物・ビデオテープ・VCD・レーザーディスク・レコード・カセット、治安妨害や反逆行為を起こしうる材料となるもの

B 貿易にかかる税金

シンガポールの関税体系は、輸入の際に、関税、物品税、GSTがかかる複税制（一般関税と特惠関税）を採用しています。しかし、昨今の他国との協定により、一部の品目を除き、関税・物品税はほぼすべての品目に対してかかりません。また、輸出目的の輸入に対して免税制度があります。

課税方法は以下の2種類です。

課税方法	
従価税方式	CIF価格+貨物取扱手数料+商品の販売・運送にかかるその他の費用を合計した取引価格に対して課税されます。
従量税方式	商品毎に定められた基準に基づき課税されます。

(1) 関税 (Custom Duty)

シンガポールにおいて一般的な関税は輸入税を指します。輸入品のうちビールなどが課税されますが、日本など自由貿易協定を締結している国からの輸入については特惠関税が適用され原則税率は軽減されるか、ゼロとなります。

関税の課税対象品目と税額																
課税対象品目	課税基準	税額														
アルコール製品類 (6品目)	従量税方式	1リットルのアルコール分にかかる関税は以下の通りです。														
		<table><tr><th>品目</th><th>関税</th></tr><tr><td>黒ビール (Stout・Porter)</td><td>16ドル</td></tr><tr><td>その他麦芽ビール等 (Other beer・ale)</td><td>16ドル</td></tr><tr><td>アルコール40度以下の薬用サムスー (Medicated Samsu)</td><td>8ドル</td></tr><tr><td>アルコール40度超の薬用サムスー (Medicated Samsu)</td><td>8ドル</td></tr><tr><td>アルコール40度以上のその他サムスー (Other Samsu)</td><td>8ドル</td></tr><tr><td>アルコール40度超のその他サムスー (Other Samsu)</td><td>8ドル</td></tr></table>	品目	関税	黒ビール (Stout・Porter)	16ドル	その他麦芽ビール等 (Other beer・ale)	16ドル	アルコール40度以下の薬用サムスー (Medicated Samsu)	8ドル	アルコール40度超の薬用サムスー (Medicated Samsu)	8ドル	アルコール40度以上のその他サムスー (Other Samsu)	8ドル	アルコール40度超のその他サムスー (Other Samsu)	8ドル
		品目	関税													
		黒ビール (Stout・Porter)	16ドル													
		その他麦芽ビール等 (Other beer・ale)	16ドル													
		アルコール40度以下の薬用サムスー (Medicated Samsu)	8ドル													
		アルコール40度超の薬用サムスー (Medicated Samsu)	8ドル													
		アルコール40度以上のその他サムスー (Other Samsu)	8ドル													
		アルコール40度超のその他サムスー (Other Samsu)	8ドル													

【出典】シンガポール税関 <http://www.customs.gov.sg/>

(2) 物品税 (Excise Duty)

輸入税の他に国民の健康や国内の生活を安定させるため嗜好品をコントロールする物品税という税金があります。

上記の関税と物品税は、シンガポール国内に輸入され、使用または消費される「アルコール製品類」、「タバコ製品類」、「石油製品類」、「車製品類」に課税されます。具体的な品目と税額の例は以下の通りです。

物品税の課税対象品目と税額			
課税対象品目	課税基準	税額	
アルコール製品類 (52品目)	従量税方式	アルコール1リットルあたり、以下の通り課税されます。	
		品目	物品税
		黒ビール	48ドル
		スパークリングワイン	70ドル
		アルコール46度以下のブランデー	70ドル
タバコ製品類 (28品目)	従量税方式	タバコの葉は1kgあたり、紙タバコは1本あたり以下の通り課税されます。	
		品目	物品税
		タバコの葉 (Tabacco)	181ドル、300ドル、352ドルのいずれか
		紙タバコ (Cigarettes)	0.352ドル
石油製品類 (6品目)	従量税方式	ガソリン10リットルあたり、以下の通り課税されます。	
		品目	物品税
		ガソリン(無鉛)	3.7ドル、4.1ドル、4.4ドルのいずれか
		ガソリン(有鉛)	6.3ドル、6.8ドル、7.1ドルのいずれか
車製品類 (100品目)	従量税方式	乗用車、二輪車は、以下の通り課税されます。	
		品目	物品税
		乗用車	20%
		二輪車	12%

【出典】シンガポール税関 List of Dutiable Goods

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trad/val/List+of+Dutiable+Goods.htm>

(3) GST (Goods and Service Tax)

シンガポール国内における物品の販売および役務の提供には、7%のGSTが課されます。また、シンガポール税関より原則として全ての輸入品からGSTが徴収されます。

(4) 一般関税、物品税、GSTの支払免除または猶予について

以下の制度において、一般関税、物品税、GSTの支払いが免除または猶予されます。

(a) 自由貿易地区 (Free Trade Zone: FTZ)

シンガポールに輸入された商品はすべて自由貿易地区で保管されます。ここに保管された商品は、シンガポール国内で消費されるものとして通関されない限り、輸入税、物品税、GSTは徴収されません。そのまま再輸出される場合や同じ自由貿易地区内での積み替えについても納税する必要がありません。

(b) 一時的輸入スキーム (Temporary Import Scheme)

展示会や実験、修理など特定の目的において一時的に国内に輸入され、3ヶ月以内に再輸出されることを条件として、一般関税、物品税、GSTの支払いが免除されます。

(c) ゼロGST倉庫スキーム (Zero GST Warehouse Scheme)

通常、GSTは輸入時点で税関に徴収されますが、ゼロGST倉庫に認定されると、ゼロGST倉庫に保管された品目の納税が猶予されます。

(d) ライセンス倉庫スキーム (Licensed Warehouse Scheme)

輸入税・物品税の対象となるアルコール、タバコ・葉巻、石油、乗用車・二輪車を保管する場合、ライセンス倉庫として申請すると、指定された倉庫に保管する品目の輸入税、物品税、GSTの納税が猶予されます。

(e) 主要輸出業者スキーム (Major Exporter Scheme: MES)

主要輸出業者の認定を受けた事業者は、非課税品目の輸入時のGST納付が猶予されます。国内販売に伴い徴収したGSTはIRASに支払います。

対象事業者: 輸入品の50%以上を再輸出、または輸入品の過去12ヶ月の総額が1,000万ドルを超える事業者

この他に航空貯蔵保税制度、免税店制度、物品工場制度などがあります。詳しくはシンガポール税関のホームページをご確認ください。

■シンガポール税関(Singapore Customs)

55 Newton Road, #10-01, Revenue House, Singapore 307987

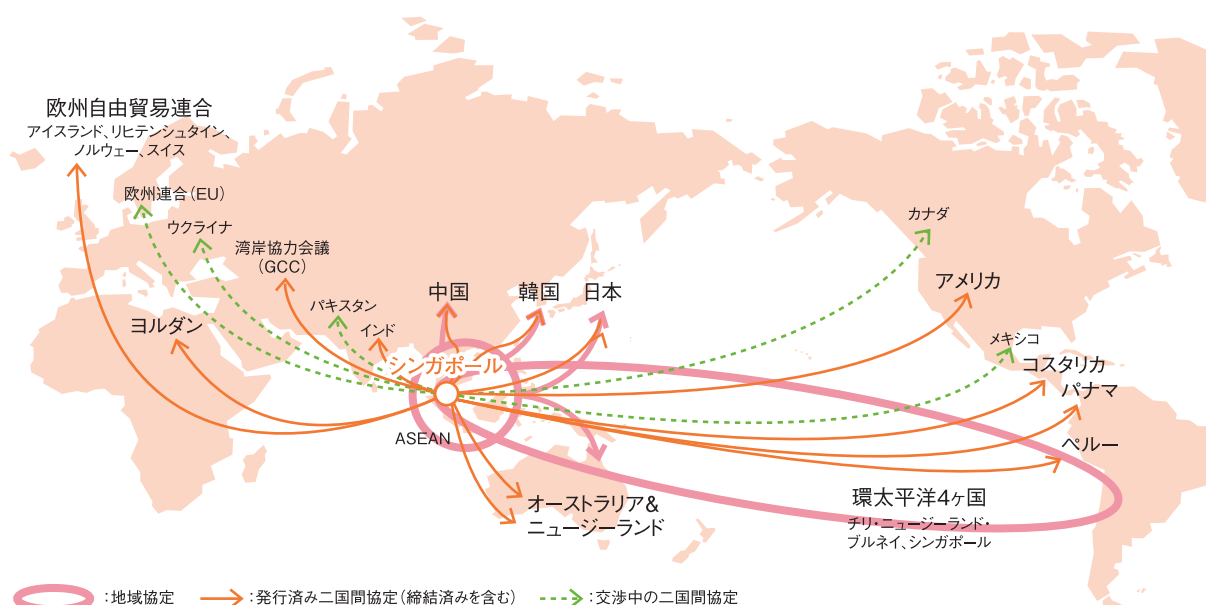
TEL: +65 6355-2000

<http://www.customs.gov.sg/leftNav/trad/Customs+Schemes+and+Licences.htm>

C 貿易協定

(1) 自由貿易協定 (FTA)

シンガポールでは、積極的にFTAの締結に力を入れています。



(2) ASEAN共通効果特恵関税 (Common Effective Preferential Tariff: CEPT) 制度

「ASEAN自由貿易地域 (AFTA) のためのCEPT協定」に基づき、ASEAN加盟国から輸入されるCEPT適用品目 (Inclusion List) に対して特恵関税が適用されます。シンガポール政府は2001年1月1日から、すべての品目を一切の例外なくCEPT 制度の対象とし、同時に輸入関税も撤廃しています。ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイにおいては2010年1月より域内関税は原則撤廃されました。それ以外の国 (ラオス、ミャンマー、カンボジア、ベトナム) においては例外を除いて2015年1月の域内関税の撤廃に向け段階的に関税が引き下げられています。

CEPT制度に基づく特恵関税を享受するためには、

- (a) 当該商品の域内累積原産地比率が40%以上であること
 - (b) 輸入相手国において、当該商品がCEPTスキームの適用品目に組み入れられていること
- という条件を満たさなければなりません。

(3) 日本との取り組み

(a) 日本・シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）

協定の目的・効果	
目的	両国間の国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報のより自由な移動を促進し、経済活動の連携を強化することで、「経済の国境」を引き下げる。 貿易・投資のみならず、金融、情報通信技術、人材養成といった分野を含む包括的な二国間の経済連携を目指す。
効果	両国の経済市場の緊密な連携が図られ、一層魅力的な市場が創出される。 両国の経済が一層活性化され、双方の経済改革に刺激を与える。 多角的貿易体制を補完・補強する。 両国の政治外交関係を緊密化し、両国民の相互理解を一層促進する。
物品の貿易の促進	
関税	両国間の貿易量の98%以上に相当する品目の関税を撤廃（2000年、金額ベース）。 ①日本からシンガポールへの輸出にかかる関税は全て撤廃。 ②シンガポールから日本への輸入も約94%は関税率ゼロとなる。
原産地規則	第三国からの迂回輸入を防止する。
税関手続	税関手続の簡素化、国際的調和のための協力。
貿易取引文書の電子化	貿易取引文書の電子的処理を促進する。
相互承認	輸入国において必要な電気通信機器および電気製品に関する適合性評価手続を輸出国において実施することで、貿易の円滑化を図る。
人の移動の促進	
人の移動	商用目的の人々の移動の容易化、職業上の技能の相互承認。 （例）商用目的の人々の入国および滞在を双方で容易なものにする技術者資格等の職業上の技能を相互に認める。
人材育成	学生・教授・公務員等の交流を促進する。
観光	双方の観光客の増大を促進する。
科学技術	研究者等の交流を促進する。
サービス貿易の促進	
サービス	両国間において、WTOで規定された水準以上の自由化を行う。 ただし、受益者の範囲を定め、迂回が生じないようにする。

資本・情報の移動の促進	
投資	投資家・投資財産の保護、投資にかかる内国民待遇の原則供与、収用の際の補償の適正化、送金の自由、両国の投資家が相互に投資を行いやすい環境を整備。
知的所有権	日本国特許庁における特許審査情報をシンガポール知的財産庁 (Intellectual Property Office of Singapore: IPOS) に提出することでシンガポールでの特許付与手続を円滑化。
金融サービスに関する協覧	両国およびアジアの金融資本市場の発展ならびに市場インフラの整備の促進のための協力。
情報通信技術	情報通信技術および関連サービスの発展の促進 (認証事業者の認定・承認手続の円滑化等)。
貿易および投資の促進	両国企業間の貿易および投資の促進に関する協力 (使節団派遣・セミナーの共同実施、第三国調査団の共同派遣、データベース共有等)。
中小企業	両国の中小企業間の協力 (ビジネス・サポート・センターの設立等)。

【出典】日本外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/kyotei.html>

(b) ASEAN・日本包括的経済連携 (AJCEP) 協定

協定の意義
①世界の成長センターたるASEAN地域全体との経済連携協定 ②多国間協定と二国間EPAの重層的な枠組みの構築 ③日本とASEANが一体となった生産ネットワークの強化 ④将来的な東アジア経済統合に向けた礎
協定概要
物品貿易、投資・サービス、経済協力など幅広い分野を含む包括的な内容 ①物品貿易（自由化方式に沿って各国が自由化リストを作成） ASEAN:日本からの輸入総額の約91%が発効後10年以内に無税化 日本:ASEANからの輸入総額の約93%が発効後10年以内に無税化 →日本で生産した高付加価値部品を用いて、ASEAN域内で製品に加工し、同域内に供給する生産ネットワークの構築・展開を支援 例) 薄型テレビ:薄型テレビはASEAN7ヶ国で関税撤廃、その基幹部品であるフラットパネルはASEAN8ヶ国で関税撤廃 例) 乗用車・自動車部品:乗用車はマレーシアなどASEAN3ヶ国で関税撤廃、自動車部品についてはマレーシア、インドネシアなど4ヶ国で関税撤廃 例) エアコン・エアコン部品:エアコンはASEAN6ヶ国で関税撤廃、その部品についてはASEAN9ヶ国で関税撤廃 ②投資・サービス・・・地域レベルの自由化・保護に向けた基盤構築 ③経済協力・・・知的財産分野等における協力

【出典】日本外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/index.html

(4) インドとの取り組み

シンガポール法人を拠点にインド市場に参入する場合は、シンガポール・インド包括的経済協力協定 (CECA) と ASEAN・インド自由貿易協定 (AIFTA) の両方から恩恵を受けることができます。

CECAとAIFTA2つを活用することにより、ASEANだけでなくインドも含めて業務の体制を再構築することができます。シンガポールの得意分野である情報通信やバイオ産業等は、インドでも成長過程にあり相乗効果が見込まれます。

(a) シンガポール・インド包括的経済協力協定(CECA)

シンガポール・インド包括的経済協力協定は、2005年8月に発効しました。シンガポールにとってはBRICs・発展途上国との初の包括的経済連携で、インドにとっても初の包括的な経済連携です。

対象分野は、物品貿易、サービス貿易、投資保護協力、内国民待遇の付与、相手国への投資に関する資本・利益・配当・ロイヤリティ送金の自由化、二重課税防止、知的財産権保護、その他保険・教育・メディア・観光分野での協力など多岐にわたり、包括的なものとなっています。

インド側は、506品目の関税を協定発効時に即時撤廃、2,202品目の関税を2009年4月1日までに段階的に撤廃、さらに2,407品目の関税を2009年4月1日までに段階的に(50%まで)引き下げています。2007年12月発効の協定議定書により、新たに539品目を段階的撤廃・引き下げるとしています。自動車等の製造をはじめとした各種生産・製造に関する外国投資に、内国民待遇を供与し、外資100%までの出資を認めています。また人の移動についても簡便化されており、シンガポール法人従事者はインドへの5年数次ビザを取得すれば最大2か月の商用滞在(さらに最大1か月の延長可)が可能となります。

シンガポール側は、全ての輸入品の関税を撤廃しています。もともとシンガポールではほぼ全ての品目の実行関税がゼロになっており、シンガポールでの輸入については大きな変化はありません。クリアすべき原産地規則は「関税番号変更基準4桁」および「付加価値基準40%以上」が要求されています。またロイヤリティ、技術サービスに対する源泉課税率の上限を一律10%にしています。シンガポールの投資家が、インドにおける不動産資産等を移転させた際に生じる利益は引き続きインド国内で課税されますが、インド企業への投資(株式持分)の移転等から生じる利益については非課税とされています。

(b) ASEAN・インド自由貿易協定(AIFTA)

ASEAN・インド自由貿易協定は、2010年1月にまずインド、シンガポール、マレーシア、タイの間で発効しました。約5,000の品目の中で、品目数で80%、貿易金額で75%が対象とされており、2012年末(一部は2015年)までに関税の撤廃が予定されています。関税の撤廃・削減対象については、①段階的に関税が撤廃されるノーマルトラック(NT)、②段階的に約5%まで引き下げられるセンシティブトラック(ST)、③インドの5品目を対象としたスペシャルプロダクト(SP)、④ASEANの一部の国にのみ設定されている高度センシティブトラック(HSL)、⑤例外品目(EL)、に分ける事ができます。

スペシャルプロダクトにはパーム粗油、パーム精製油、コーヒー、紅茶、胡椒が指定されています。高度センシティブトラックはシンガポールには設けられていません。

ASEAN・インド自由貿易協定におけるクリアすべき原産地規則として、原則「付加価値基準35%以上」および「関税番号変更基準(HS6桁レベル)」の両方を満たす必要があります。これは、シンガポール・インド包括的経済協力協定の原産地規則である「関税番号変更基準4桁」および「付加価値基準40%以上」よりは緩いものとなっています。

6. 知的所有権

シンガポールでは知的財産の保護に力を入れており、昨今では世界で高い評価を得ています。

知的財産が保護される国

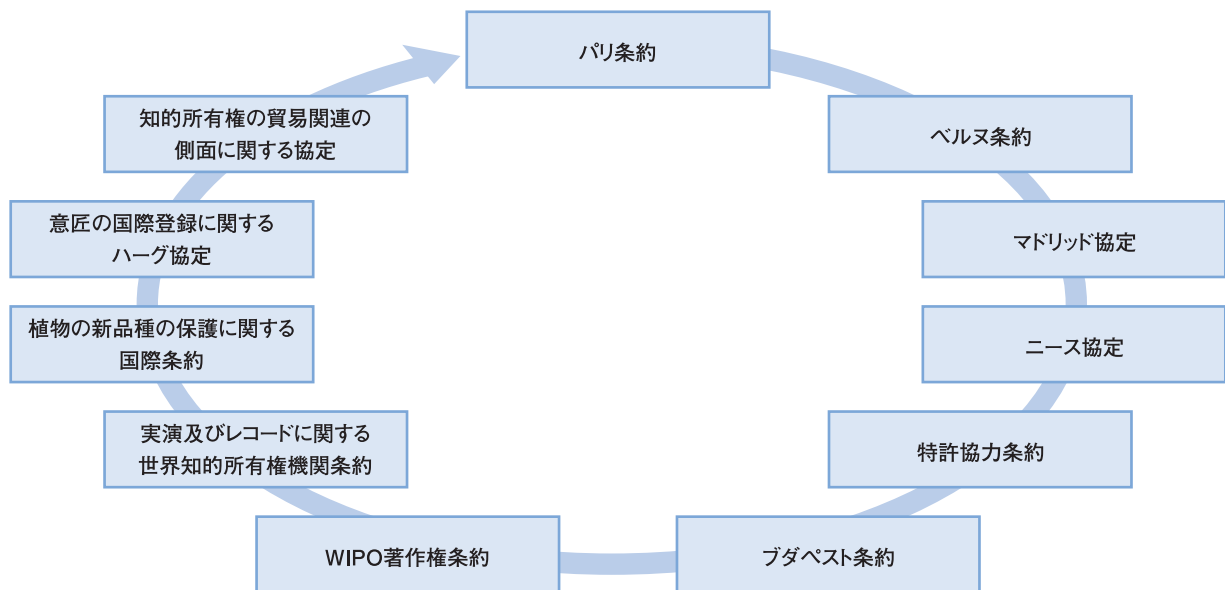
2011年	国名
1	シンガポール
2	スウェーデン
3	フィンランド
4	スイス
5	オーストリア
6	デンマーク
7	ニュージーランド
8	ルクセンブルク
9	オランダ
10	フランス

【出典】The Global Competitiveness Report 2010-2011, World Economic Forum

A 体制

シンガポールでは、2001年4月に活動を開始した知的財産庁 (Intellectual Property of Singapore、IPOS) が、知的財産法についてのアドバイス、管理運営を行い、知的財産の認識とシンガポールの知的財産の活用の促進活動を行っています。また、IPOSで特許権や商標権、意匠権、植物品種保護の出願および登録から、知的財産の所有者と使用者等の不和への対応も行っています。出願は、オンラインから行えます。

シンガポールは、世界貿易機構 (WTO) の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS) をはじめ、多くの国際的条約に署名しています。



B 権利の種類

(1) 特許権 (Patents)

発明、新しいアイデア、商取引に使う特別な名称やイメージ、デザインやアイデアといった表現を保護します。特許権の存続期間は、出願日から20年間です。

出願者が日本、米国、英国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダまたは欧州特許庁に同一の発明を出願している場合、特許証の写しを提出することで、シンガポールでも特許として認められます。

(2) 著作権 (Copyright)

著作権は、小説、絵画、演劇、音楽作品、コンピュータプログラム等への権利を保護します。

シンガポールは、ベルヌ条約やWTOのTRIP協定などの国際協定のもと、シンガポール国外またはシンガポールで著作権の所有者として認められる場合、証明書の写しを提出することにより、シンガポールのみならず加盟国である100以上の国で著作権が保護されます。保護期間は、25年から70年間です。

(3) 地理的表示 (Geographical Indications)

ある商品の品質などが原産地の土地柄に由来する場合に、その商品についてその土地が原産地であることを特定する表示のことです。通常、商品の原産地の名前を含みます。例えば、フランスのボルドー産のボルドーワインや、インドのダージリン産のダージリンティーがあります。

(4) 商標権 (Trade Marks)

他の業者の商品やサービスと区別するために使用される会社のマークや商品ロゴを保護します。商標権の存続期間は出願日から10年間で、更新可能です。

(5) 意匠権 (Designs)

物品の形状、模様、色彩、またはこれらを組合せることで、美しく見せるデザインに対する権利です。意匠権の存続期間は登録日から5年間で、以後2回まで更新可能です。

(6) 植物品種保護 (Plant Varieties Protection)

植物の新品種を保護します。保護期間は25年間です。

(7) 企業秘密と機密情報 (Trade Secrets & Confidential Information)

企業の重要な情報や企業秘密情報についての権利を保護します。保護期間は20年間です。

(8) 集積回路配置設計 (Layout-Designs of Integrated Circuits)

集積回路配置設計の複製や商業的摂取を防ぐためのものです。

集積回路配置設計の所有権者がシンガポール、WTO加盟国または別途規定される特定国の市民または居住者の場合、集積回路配置設計法を満たせば自動的に保護されるため出願・登録は不要です。保護期間は、配置設計の完成から5年以内に商業的生産を開始する場合、商業生産開始時から10年間です。それ以外の場合は配置設計完成時点から15年間です。

